

# GDPR の違反

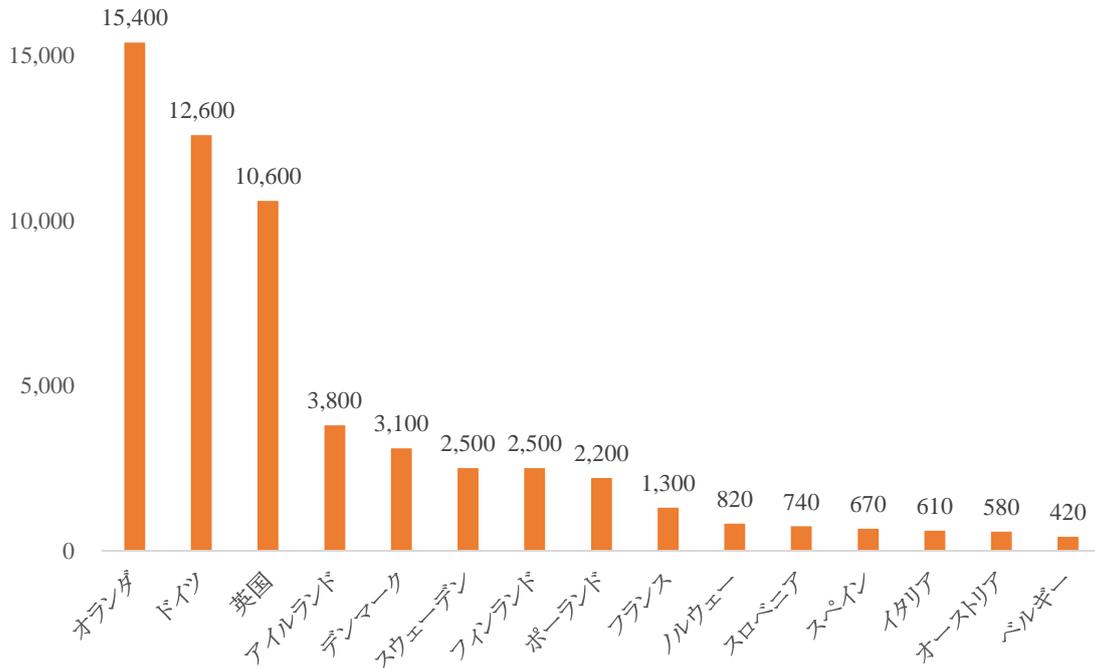
2019 年 2 月

2018 年 5 月 25 日に発効した欧州連合の一般データ保護規則(GDPR)第 33 条は、「個人データ侵害が発生した場合、管理者は、・・・不当な遅滞なく、かつ、それが実施可能なときは、その侵害に気づいた時から遅くとも 72 時間以内に・・・所轄監督機関に対し、その個人データ侵害を通知しなければならない。監督機関に対する通知が 72 時間以内に行われない場合、その通知は、その遅延の理由を付さなければならない」と定めている。

2018 年 5 月 25 日～2019 年 1 月 28 日までの個人データ侵害に関する現状が、このほど DLA Piper の「GDPR データ違反調査:2019 年 2 月」により発表された。

それによれば、オランダ、ドイツ、英国における違反件数が多くなっている。

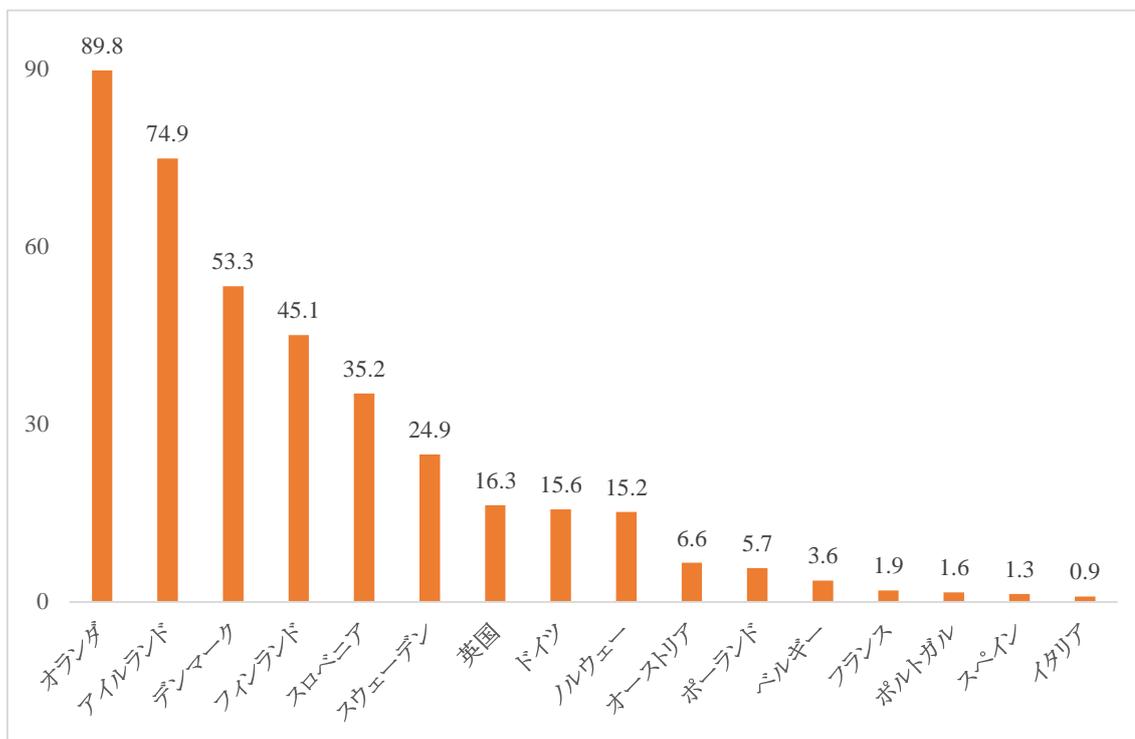
グラフ 1:GDPR 違反件数の上位国(単位:件)



出所:DLA PIPER GDPR DATA BREACH SURVEY: FEBRUARY 2019 から作成

次に人口 10 万人当たりでみた個人データ侵害のケースをみると、オランダ、アイルランド、デンマークの順になっている。

グラフ 2: 人口 10 万人当たりの GDPR 違反件数主要上位国 (単位: 件)



出所: DLA PIPER GDPR DATA BREACH SURVEY: FEBRUARY 2019 から作成

なお GDPR のもとで罰金が科されたケースは 2019 年 1 月末まで 91 件であった。罰金の最高額はフランスの CNIL によるグーグルに対する 5000 万ユーロである。次いでドイツではバーデンヴュルテンベルク州データ保護機関(LfDI)が、従業員のパスワードに関するセキュリティ違反により 2 万ユーロの罰金を科している。ドイツではほかに 62 件の罰金が各州のデータ保護機関により科された。多くの罰金のケースは、オーストリアのデータ保護機関が違法な監視カメラシステムに対して科した罰金額が 4800 ユーロのように、少額となっている。

参考:

- DLA PIPER, GDPR DATA BREACH SURVEY: FEBRUARY 2019, <https://www.dlapiper.com/en/uk/insights/publications/2019/01/gdpr-data-breach-survey/>
- LfDI Baden-Württemberg verhängt sein erstes Bußgeld in Deutschland nach der DS-GVO, <https://www.baden-wuerttemberg.datenschutz.de/pressemitteilungen/>
- La formation restreinte de la CNIL prononce une sanction de 50 millions d'euros à l'encontre de la société GOOGLE LLC, <https://www.cnil.fr/fr/la-formation-restreinte-de-la-cnil-prononce-une-sanction-de-50-millions-deuros-lencontre-de-la>

(文責:LEGAL EDGE 佐々木勉)